

第IV部

防衛力を構成する 中心的な要素など

第1章

防衛力を支える人的基盤

第2章

防衛装備・技術に関する諸施策

第3章

情報機能の強化

第4章

防衛力を支える要素

第5章

地域社会・国民とのかかわり

第1章

防衛力を支える人的基盤

第1章

防衛力を支える人的基盤

第1節 人的基盤の強化

防衛大綱は、防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力・士気の上昇は防衛力の強化に不可欠としている。そして、これらは人口減少と少子高齢化の急速な進展によって喫緊の課題となっており、防衛力の持続性・強靱性の観

点からも、防衛力を支える人的基盤の強化をこれまで以上に推進していく必要があるとしている。

これまで行われてきた取組を含め、人的基盤の強化に関する取組を、以下で説明する。

1 募集・採用

1 募集

防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行するためには、質の高い人材を確保することが必要不可欠である。防衛省・自衛隊に対する国民の期待が高まる一方で、社会の少子化・高学歴化の進展などにより、自衛官の募集環境は、厳しい状況にある。このような状況において、防衛省・自衛隊は、募集対象者などに対して、自衛隊の任務や役割、職務の内容、福利厚生、礼遇などを丁寧に説明し、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を募る必要がある。

このため、防衛省・自衛隊では、学校説明会などに加え、全国50か所に自衛隊地方協力本部を置き、学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながら、志願者個々のニーズに対応できるようにしている。なお、地方公共団体は、募集期間などの告示や広報宣伝などを含め、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされており、防衛省はこれに要する経費を負担している。また、募集に関する事務の円滑な遂行のために必要な募集対象者情報の提出を含め、所要の協力が得られるよう地方公共団体などとの連携を強化している。



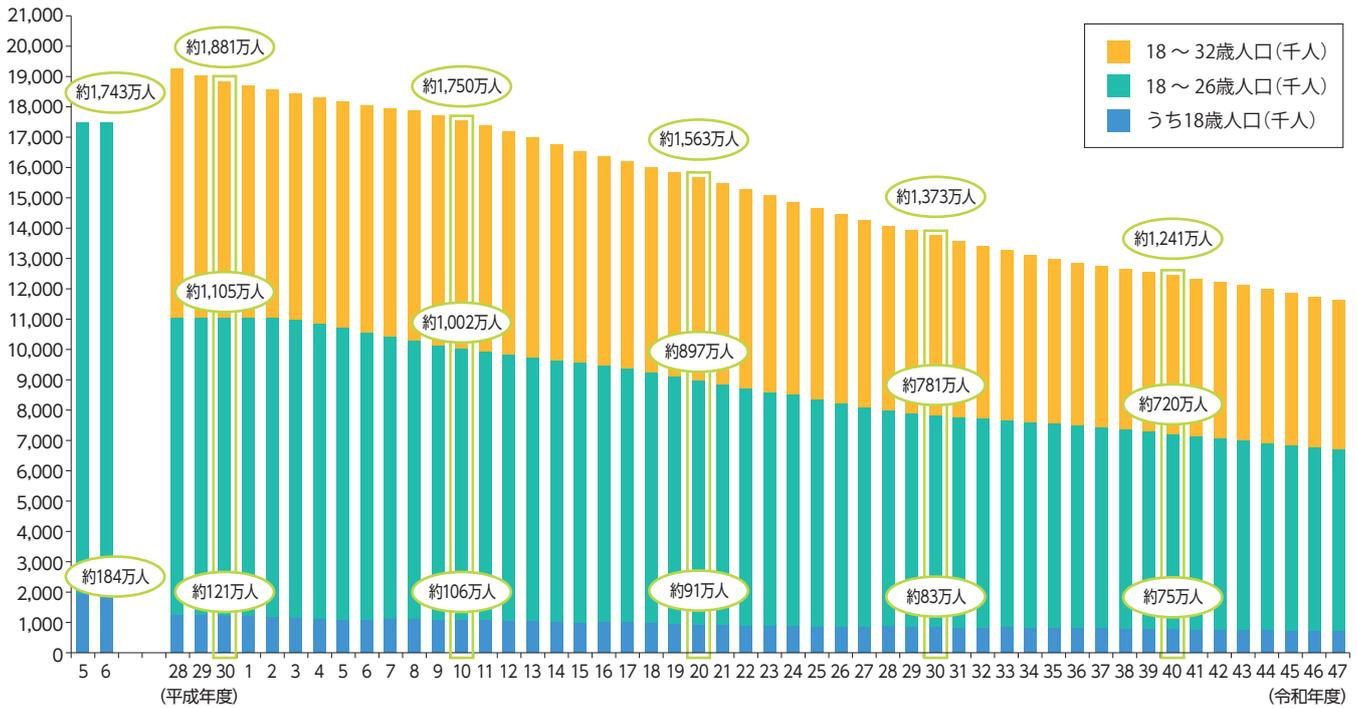
入隊式に臨む陸・海・空の新入隊員



動画：令和元年度自衛官採用CM

URL：https://www.youtube.com/watch?v=Jtxwcm_YCCo

図表Ⅳ-1-1-1 採用対象人口の推移



資料出典：平成5年度及び6年度は、総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年～平成12年)」及び「人口推計年報」による。
平成28年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月の中位推計値)による。

2 採用

(1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意志に基づく志願制度のもと、様々な区分に応じて採用される。なお、自衛官の採用年齢について、民間企業での勤務経験を有する者など、より幅広い層から多様な人材を確保するため、18(平成30)年、一般曹候補生及び自衛官候補生の採用上限年齢を「27歳未満」から「33歳未満」に引き上げた。さらに、20(令和2)年より、任期制自衛官(自衛官候補生)の質の向上を図るとともに、多様な経歴・能力を有する人材を確保できるよう、自衛官候補生試験の見直しを行うこととした。

Q参照 図表Ⅳ-1-1-1(採用対象人口の推移)
図表Ⅳ-1-1-2(自衛官の任用制度の概要)

自衛官は、その職務の特殊性から、自衛隊の精強性を保つため、階級ごとに職務に必要とされる

知識、経験、体力等を考慮し、大半が50歳代半ばで退職する「若年定年制」や2、3年を1任期として任用する「任期制」など、一般の公務員とは異なる人事管理¹を行っている。

採用後は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育訓練を受けた後、希望や適性などに応じて職種が決定され、全国の部隊などで勤務する。

Q参照 資料52(自衛官の定員及び現員並びに自衛官の定数と現員数の推移)
資料53(自衛官などの応募及び採用状況(令和元年度))

(2) 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要数を早急に満たさなければならない。この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3つの制度²を設けている。

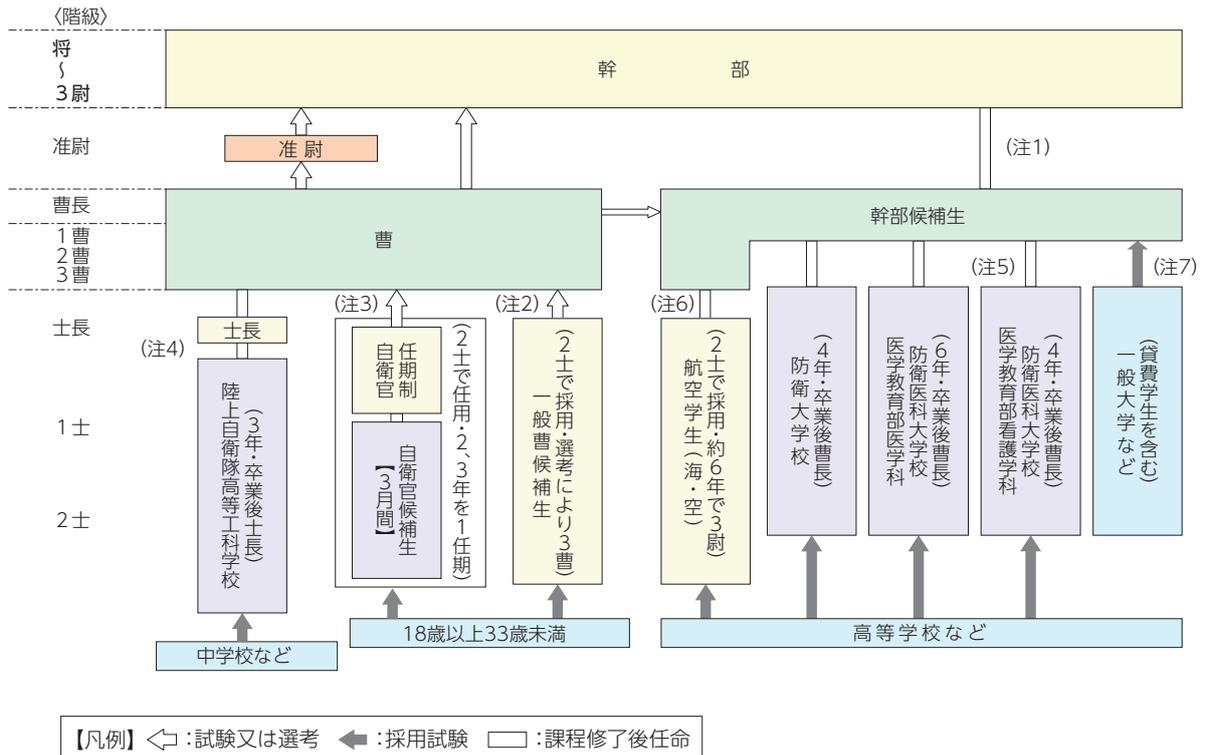
Q参照 図表Ⅳ-1-1-3(予備自衛官などの制度の概要)

動画：予備自衛官等制度の概要

URL：https://twitter.com/jgsdf_reserve/status/1247004431922561026?s=09

¹ 国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ
² 諸外国においても、予備役制度を設けている。

図表Ⅳ-1-1-2 自衛官の任用制度の概要



- 【凡例】 ⇐ : 試験又は選考 ← : 採用試験 □ : 課程修了後任命
- (注1) 医科・歯科・薬剤幹部候補生については、医師・歯科医師・薬剤師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任する。
 - 2 一般曹候補生については、最初から定年制の「曹」に昇任する前提で採用される「士」のこと。平成18年度まで「一般曹候補生」及び「曹候補生」の二つの制度を設けていたが、両制度を整理・一本化し、平成19年度から一般曹候補生として採用している。
 - 3 自衛官候補生については、任期制自衛官の初期教育を充実させるため、10(平成22)年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。
 - 4 陸上自衛隊高等工科学校については、将来陸上自衛隊において装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても対応できる自衛官となる者を養成する。平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更した。新たな生徒についても、通信教育などにより生徒課程終了時(3年間)には、高等学校卒業資格を取得する。平成23年度の採用から、従来の一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、陸上自衛隊高等工科学校生徒として相応しい者を選抜する推薦制度を導入した。
 - 5 3年制の看護学生については、平成25年度をもって終了し、平成26年度より、防衛医科大学校医学教育部に4年制の看護学科が新設された。
 - 6 航空学生については、採用年度の4月1日において、海上自衛隊にあっては年齢18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊にあっては年齢18歳以上21歳未満の者を航空学生として採用している。
 - 7 貸費学生については、現在、大学及び大学院(専門職大学院を除く)で医・歯学、理工学を専攻している学生で、卒業(修了)後、その専攻した学術を活かして引き続き自衛官に勤務する意思を持つ者に対して防衛省より学資金(54,000円/月額)が貸与される。

図表Ⅳ-1-1-3 予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	● 防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	● 防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務	● 教育訓練修了後、陸自又は海自の予備自衛官として任用
採用対象	● 元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	● 元自衛官、元予備自衛官	(一般・技能共通) ● 自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	● 士：18歳以上55歳未満 ● 幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	● 士：18歳以上50歳未満 ● 幹・准・曹：定年年齢から3年を減じた年齢未満	● 一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	● 志願に基づき選考により採用 ● 教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	● 志願に基づき選考により採用	● 一般：志願に基づき試験により採用 ● 技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	● 元自衛官：退職時指定階級が原則 ● 元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時指定階級が原則 ● 予備自衛官補 ・ 一般：2士 ・ 技能：技能資格・経験年数に応じ指定	● 元自衛官：退職時階級が原則 ● 元予備自衛官：退職時指定階級が原則	● 階級は指定しない
任用期間	● 3年/1任期	● 3年/1任期	● 一般：3年以内 ● 技能：2年以内
(教育)訓練	● 自衛隊法では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	● 30日/年	● 一般：50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ● 技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	● 勤務期間(出頭日数)を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	● 勤務期間(出頭日数)を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	● 指定階級がないことから昇進はない
処遇	● 訓練招集手当：8,100円/日 ● 予備自衛官手当：4,000円/月	● 訓練招集手当：10,400~14,200円/日 ● 即応予備自衛官手当：16,000円/月 ● 勤続報奨金：120,000円/1任期	● 教育訓練招集手当：7,900円/日 ● 防衛招集等応招義務を課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
雇用企業への給付金	-	● 即応予備自衛官雇用企業給付金：42,500円/月 ● 即応予備自衛官育成協力企業給付金：560,000円/人 ● 雇用企業協力確保給付金：34,000円/日	-
応招義務など	● 防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	● 防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	● 教育訓練招集

VOICE

活躍する予備自衛官とその雇用主の声

医療法人社団直和会
理事長 猪口 正孝

我々の病院は東京都葛飾区にあり、地域医療への貢献と充実を目標に掲げて開業から17年が経過しました。地域の救急医療体制のさらなる充実を図ること、また東京都災害拠点病院に指定されたことを受けて、災害医療体制の充実を図る事が急務となり、大桃2佐を招へいしました。この度の令和元年東日本台風の災害招集に際して、彼に声がかかったことは雇用企業としても大変名誉なことと感じています。彼は病院救急の中心的な役割を担う職員だけに、不在になると影響が多く部署に及びますが、彼が自衛官としての活動に専念できるよう、後顧の憂いなきように不在時の院内の体制を調節しました。彼の持っている日本国に対する思い、規律の維持や統制などは、他の職員への好影響が期待でき、実践してくれています。日本国のために働いている予備自衛官を雇用することで、間接的に日本国に尽くすことができていることをうれしく思います。



院内にて筆者近影

自衛隊東京地方協力本部
予備2等陸佐 大桃 文知

私は現在医師の職に就いていますが、日本国の為に自身の職責を生かして尽くしたいと思い、予備自衛官補（技能）から予備自衛官に任官しました。予備自衛官として招集訓練などを通じて志を同じくするたくさんの仲間と知り合うことが出来た事は、かけがえのない財産となっています。この度の令和元年東日本台風の災害招集にあたり、理事長は「君にしかできないことがある。お国のために尽くしてきてください。」と、笑顔で送り出し、私の抜けた穴を調整してくれました。この思いに応えるべく、配属となった陸上総隊司令部医務官室において、全力で執務させていただきました。この活動は、自分だけの想いで成し得るものではなく、職場の理解と周囲の支えがあって初めて出来る事であり、かかわる全ての職員に感謝しています。我々を育ててくれたこの素晴らしい日本を守り、最前線で身を粉にして職務に就いている常備自衛官を支援できるよう、これからも研鑽を積み、その日に備えます。



災害派遣において、医療支援活動に関する説明を行う著者

予備自衛官制度は、自身が培ってきた職能を生かして日本国に貢献することが出来る仕組みです。志が同じ仲間がたくさんいます。一步踏み出し、共に歩みませんか？

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務につく。即応予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につく。また、予備自衛官補は、自衛官未経験者などから採用され、教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、定期的な訓練などには仕事のスケジュールを調整するなどして参加する必要が

あることから、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。

このため、防衛省は、年間30日の訓練が求められる即応予備自衛官が、安心して訓練などに参加できるよう必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。また、17（平成29）年には、予備自衛官又は即応予備自衛官の雇用主から、訓練招集の予定期間や実運用のために予備自衛官などが招集され自衛官となる予定期間などの情報を求められた場合に、防衛省・自衛隊

から当該情報を提供する枠組みを整備するとともに、18（平成30）年には、予備自衛官又は即応予備自衛官が、①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣などにおいて招集に応じた場合や、②招集中の公務上の負傷などにより本業を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を雇用主に支給する「雇用企業協力確保給付金」制度を新設した。さらに、20（令和2）年には、自衛官経験のない者が予備自衛官補を経て予備自衛官に任用され、一定の教育訓練を受け、即応予備自衛官に任用された場合に、当該即応予備自衛官が安心して教育訓練に参加できるよう必要な措置を行った雇用企業に対し、給付金を支給する「即応予備自衛官育成協力企業給付金」制度を新設した。

平成28（2016）年熊本地震³、18（平成30）年7月豪雨⁴、18（平成30）年北海道胆振東部地震⁵、で即応予備自衛官が、令和元年東日本台風（台風第19号）⁶で即応予備自衛官及び予備自衛官が招集され、物資輸送や給水支援などの任務を行った。また、20（令和2）年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣では、医師、看護師などの資格を有する予備自衛官を招集し、対応にあたった⁷。今後も、地震などの災害に対し、予備自衛官などの招集機会の増加が予想されるため、予備自衛官などの充足向上を図る様々な施策を実施している。具体的には、より幅広い層から多種多様な人材を確保するため、18（平成30）年に採用・任用基準の拡大を行い、予備自衛官については、士長以下の採用上限年齢を「37歳未満」から「55歳未満」に、継続任用時の上限年齢を「61歳未満」から「62歳未満」に引き上げるとともに、医師の資格を有する者については、上限年齢を設けず、医師の技量が適正に維持され、予備

自衛官の任務に支障がないことを確認したうえで、継続任用を認めることとした。即応予備自衛官については、士長以下の採用上限年齢を「32歳未満」から「50歳未満」へ引き上げた。また、19（平成31）年には、自衛官経験のない予備自衛官補から予備自衛官に任用された者についても、一定の教育訓練を受けたうえで、即応予備自衛官に任用できる制度を新設した。

また、割愛⁸により民間部門に再就職する航空機操縦士を予備自衛官として任用するなど、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めている。

（3）事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官などが隊員⁹として勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う国家公務員採用総合職試験及び国家公務員採用一般職試験、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っている。採用後は、共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、本省及び防衛装備庁の内部部局などでの防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・評価、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務に従事している。

技官は、本省内部部局、防衛装備庁、全国各地の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、様々な装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員に対する質の高い教育を行っている。

3 平成28（2016）年熊本地震に際しては、即応予備自衛官の招集を行い、約160名の即応予備自衛官が生活支援活動などに従事した。

4 18（平成30）年7月豪雨に際しては、即応予備自衛官の招集を行い、7月12日から7月30日の間、約310名の即応予備自衛官が生活支援活動、災害廃棄物の除去等、生活支援活動などに従事した。

5 18（平成30）年北海道胆振東部地震に際しては、即応予備自衛官の招集を行い、9月8日から9月23日の間、約250名の即応予備自衛官が生活支援活動などに従事した。

6 令和元年東日本台風（台風第19号）に際しては、即応予備自衛官及び予備自衛官の招集を行い、10月15日から11月9日までの間、約410名の即応予備自衛官及び予備自衛官が災害廃棄物の除去等、生活支援活動などに従事した。

7 20（令和2）年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣に際しては、2月18日から3月12日の間、医師、看護師などの資格を有する予備自衛官、10名を招集し、対応に当たった。

8 自衛隊操縦士の割愛は、最前線で活躍する若手の操縦士が民間航空会社などへ無秩序に流出することを防止するとともに、一定年齢以上の操縦士を民間航空会社などで活用する制度であり、わが国の航空業界などの発展という観点からも意義がある。

9 防衛省の職員のうち、特別職の国家公務員を「自衛隊員」といい、自衛隊員には、自衛官のほか、事務官、技官、教官などが含まれる。

これら防衛省の事務官等に関し、令和2(2020)年度においては、「令和2年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」(令和元年7月31日内閣総理大臣決定)において、重点的に整備する分野の一つとして、「防

衛力整備の一層の効率化を図りつつ、適切な安全保障の実施体制を整備する」と記載されたことを踏まえ、防衛大綱、中期防の実施体制を整えるための増員等に取り組んだところである。

Q参照 資料54 (防衛省の職員等の内訳)

2 日々の教育訓練

1 自衛官の教育

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、各自衛隊の教育部隊や学校などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時

間的・経済的努力が必要である。専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外を含む部外教育機関、国内企業、研究所などに教育を委託している。さらに、中期防に基づき領域横断的な統合運用を推進するため、統合教育の強化や教育課程の共通化を図るとともに、先端技術の活用、女性自衛官を含む採用層の拡大に伴う教育基盤の整備を図ることとしている。

3 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

1 人材の有効活用など

自衛隊の人的構成は、これまで全体の定数が削減されてきた一方、装備品の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、より一層熟練した者、専門性を有する者が必要となっている。

このような状況を踏まえ、防衛大綱などでは、

自衛隊の精強性にも配慮しつつ、知識・技能・経験などを豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢を20(令和2)年から現中期防期間中に1歳、次期中期防期間中に1歳、階級ごとに段階的に引き上げることとしており、20(令和2)年に1尉から1曹までの引上げを実施した。また、定年退職後の再任用(定年から65歳まで可)を引き続き拡大するほか、部隊などにおける自衛隊の専門性の高い分野において退職自衛官の技能の活用を促進することとしている。さらに、人工知能などの技術革新の成果を活用した無人化・省人化を推進することとしている。加えて、限られた人員で稼働率を確保していく観点から、海自の一部艦艇では、複数クルーで交替勤務し稼働日数の増加を図るクルー制を導入しており、新型艦艇(FFM)についてもクルー制の導入を検討している。

Q参照 図表IV-1-1-4 (自衛官の階級と定年年齢)

図表IV-1-1-4 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	55歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	53歳
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	53歳
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	-
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

(注) 1 統幕長、陸幕長、海幕長又は空幕長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢62歳
 2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳

VOICE 国内外の大学院などで学ぶ自衛官の声

第1章

防衛力を支える人的基盤

横浜国立大学 都市イノベーション学府 (神奈川県横浜市) 2等陸尉 喜納 啓

私は、陸上自衛隊幹部候補生学校を卒業後、数年の部隊勤務を経た後、国内大学院研修生として希望して横浜国立大学の大学院に進学しました。修士課程を修了した現在は、博士課程に在籍し、「首都直下地震における救助活動」に関する研究に取り組んでおります。現時点で、私を含め十数名の陸上自衛隊の幹部自衛官が国内外の大学院で学んでおり、技術系幹部として備えるべき問題解決の思考能力を養成しております。研修終了後は、防衛装備品の研究開発などの場面において、研究で培った「問題発見・解決能力」を発揮していきたいと考えております。



研究データ分析中の筆者

Georgetown University School of Foreign Service (アメリカ合衆国)

3等海佐 岡田 航 (現所属：海上自衛隊幹部学校)

私は、19 (令和元) 年9月から2年間の予定で、ワシントンDCに所在するジョージタウン大学外交大学院で外交政策・国際関係の勉強に励んでいます。授業では、学者に加えて国務省、国防総省の現役職員等も教鞭をとっており、人権問題や開発から軍事に至る、国際社会が直面しているあらゆる問題を、多様な国籍、社会経験を持つ学生が多角的な視点から熱のこもった議論をしています。

卒業後は各国政府機関、国連機関や国際NGO等において国際平和に尽力するという高い志を持つ仲間とともに切磋琢磨して学問に励み、帰国後にはわが国の防衛、国際社会の安定に貢献していきたいと思っております。



ジョージタウン大学入校中の筆者

大韓民国合同軍事大学校 (韓国)

3等空佐 永吉 健志

(現所属：航空幕僚監部運用支援・情報部)

私は、19 (平成31) 年1月から1年間、大韓民国合同軍事大学校において合同基本正規課程を履修しました。同課程の履修者には、韓国軍将校303名に加え29か国53名の留学生が含まれており、韓国軍将校だけではなく各国の将校とも交流しながら、将来の指揮官・幕僚として必要な知識及び能力を涵養することができました。また、卒業に際しては、各国空軍・航空自衛隊留学生14名中における成績最優秀者及び研究論文最優秀者となり、それぞれに授与される合同軍事大学校総長賞を受賞することができました。本留学で結んだ絆を大切に、今後は両国間の架け橋となれたら幸いです。



卒業式で合同軍事大学校総長賞を受賞する筆者
(左から3番目)

解説

陸上自衛隊の非常用糧食について

陸上自衛隊は、平素から各種事態等発生に備えて非常用糧食を備蓄しており、隊員が災害派遣や各種訓練の場においてこれを喫食し、体力の維持・増進に必要な栄養を補充しています。非常用糧食は、3年間の長期保存が可能であり、調達後1年目を全国の補給処で保管、2年目は駐屯地で保管し、3年目に訓練等で喫食されます。献立は筑前煮やポークローストチキン、麻婆豆腐等20種類あり、隊員が毎日食べても飽きが来ないように和洋中のバランスを考慮しています。現行の非常用糧食はレトルトパウチタイプであり、ご飯やおかずにはスプーンやトレイが付いてセットになっていますが、以前は缶詰タイプ

プ、いわゆる「缶飯」を調達していました。缶飯は昭和29年度から採用されていましたが、科学技術の進展に伴いレトルトパウチでも缶飯同等の長期保存が可能となったことから、現在では缶詰タイプは調達しておりません。通常、部隊で装備されている野外炊具でボイルして喫食しますが、加熱剤を使用して隊員自身で温めることも可能であり、いつでもどこでも温かい状態で喫食できます。献立は定期的に見直されており、栄養量及び嗜好性を向上させて今後調達される新しい非常用糧食には、パスタやパンを含む献立も取り入れる予定です。



非常用糧食の献立一例：ポークローストチキン



喫食の風景

解説

防衛功労章及び部隊功績貢献章について

隊員の士気の向上や部隊の融和団結を図る上で重要な人事施策の一つとして、任務に精励した隊員や職務の遂行にあたり推賞に値する功績があった部隊等において貢献した隊員に対し、その証として防衛功労章や部隊功績貢献章を授与しています。

授与された隊員は、自衛隊の儀式等において、防衛功労章や部隊功績貢献章を左胸部に着用することができます。

特に、各国の軍人との交流の場においては、名誉や誇りの証を意味する勲章やメダルの着用が慣例となっており、国際社会で活躍する自衛官の国際交流にも活かされています。



(左) 前在日米海軍司令官 グレゴリー・J・フェントン海軍少将(退役)
(右) 海上幕僚長 山村 浩 海将

2 生活・勤務環境の改善及び処遇の向上

防衛大綱及び中期防は、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図ることとしている。具体的には、即応性確保などのために必要な隊舎・宿舎の確保及び建替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品などの所要数の確実な確保などを実施することとしている。

また、自衛官は厳しい環境下において任務を遂行するため、任務や勤務環境の特殊性などを踏まえ、処遇を改善することとしている。自衛官の任務の危険性や特殊性、官署が所在する地域の特性に応じた適切な処遇を確保するため、特殊勤務手当¹⁰などの改善を図るとともに、災害対処能力などの向上のため簡易ベッドの整備や非常用糧食の改善を実施しているほか、隊員が士気高く、誇りを持って任務を遂行できるよう、功績を適切に顕彰するため、防衛功労章の拡充をはじめとした栄典・礼遇に関する施策を推進することとしている。

さらに、19(令和元)年には厳しい募集環境を踏まえ、防衛省職員給与法を改正し、特に初任給に重点を置いた給与の引上げを行った。

3 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は、50代半ば(若年定年制自衛官)又は20代~30代半ば(任期制自衛官)で退職することから、その多くは、退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

再就職の支援は、雇用主たる国(防衛省)の責務であり、自衛官の将来への不安の解消や優秀な人材確保のためにも極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの支援施策を行っている。

また、防衛省は自ら職業紹介を行う権限を有していないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、退職



生活・勤務環境の改善

自衛官のための無料職業紹介事業を行っている。

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などのほか、職務や職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、地方公共団体の防災や危機管理の分野をはじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。

退職自衛官の再就職支援については、防衛大綱及び中期防に基づき、引き続き職業訓練課目の拡充や、退職前の段階的な資格取得などの支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、退職自衛官のさらなる活用を進めるなど、一層の充実を図ることとしている。特に、地方公共団体の防災部局には、20(令和2)年3月末時点で、46都道府県に102名、398市区町村に473名の計575名の退職自衛官が危機管理監などとして在職しており、地方公共団体との連携を強化するとともに、防災をはじめとする危機管理への対処能力への向上につながることから、これらの取組を一層強化し、地方公共団体の防災部局での退職自衛官の活用を積極的に支援していくこととしている。

Q 参照 図表Ⅳ-1-1-5(再就職支援施策として行っている主な職業訓練)

図表Ⅳ-1-1-6(令和元年度再就職支援実績)

資料55(再就職等支援のための主な施策)

資料56(退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況)

¹⁰ 20(令和2)年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣活動等に従事した職員に対し、災害派遣等手当の特例を措置している。

図表Ⅳ-1-1-5 再就職支援施策として行っている主な職業訓練

自衛隊は精強性を保つため、多くの自衛官は、50代半ば（若年定年制自衛官）または20代～30代半ば（任期制自衛官）で退職することになる。

退職後の再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、将来の不安の解消や優秀な人材の確保のためにも極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの再就職支援施策を行っている。

■ 任期制隊員の再就職支援



■ 若年定年退職隊員の再就職支援



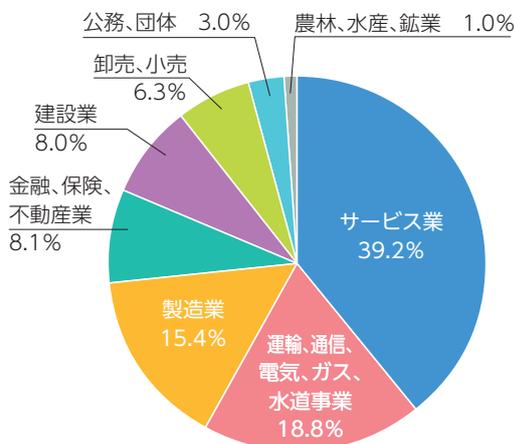
■ 再就職支援施策として行っている主な職業訓練

自動車運転	● 大型自動車 ● 普通自動車 ● 準中型自動車 ● 大型特殊自動車 ● 中型自動車
施設機械等運転	● フォークリフト ● ボイラー技士 ● 車両系建設機械 ● クレーン運転士 ● 高所作業者
電気通信技術	● 電気工事士 ● 電気主任技術者 ● 電気通信工事担当者 ● 特殊無線技士
危険物等取扱	● 危険物取扱者 ● 毒物劇物取扱責任者 ● 第3種冷凍機械責任者 ● 高圧ガス製造保安責任者
労務等実務	● 警備員検定 ● 運行管理者 ● ドローン操縦士 ● 海技士 ● 社会保険労務士
情報処理技術	● パソコン基礎検定 ● マイクロソフトオフィススペシャリスト ● ITパスポート ● 基本情報技術者
社会福祉関連	● 介護職員初任者研修 ● 福祉住環境コーディネーター ● メンタルヘルスマネジメント ● サービス介助士
法務等実務	● 宅地建物取引士 ● 行政書士 ● 秘書検定 ● 国内旅行業務取扱管理者 ● 通関士
その他	● 防災・危機管理教育 ● 医療事務 ● 公務員受験対策講座 ● 溶接技能者 ● ファイナンシャルプランナー ● 消防設備士 ● 衛生管理者 ● 管理業務主任者 ● 日商簿記 ● 介護事務 ● 自動車整備士 ● 医療保険事務 ● 調理師 ● TOEIC ● 調剤報酬事務

※上記を含め、約150課目の職業訓練の受講を可能としている。

図表Ⅳ-1-1-6 令和元年度再就職支援実績

■ 元年度再就職支援実績



任期満了
退職者に対する再就職支援実績

再就職支援希望者数	1,676人
就職決定者数	1,669人
就職決定率	99.6%

若年定年
退職者に対する再就職支援実績

再就職支援希望者数	3,605人
就職決定者数	3,579人
就職決定率	99.3%

VOICE 再就職した隊員及び雇用主の声

再就職した隊員の声

東京湾水先区水先人会 水先人 あべ あさお 阿部 朝雄 氏

私は東京湾水先区水先人会において、水先人（パイロット）として勤務しております。



東京湾水先区水先人会 水先人 阿部 朝雄 氏

業務内容は、東京、川崎、横浜、千葉など東京湾内に入出港する大型船に乗り込み、船長への助言者という立場で船舶の操縦を指揮して船や港の安全を守ることです。水先人の国家資格取得や水先人の業務遂行に、自衛隊で培った知識及び経験が役立っていることを実感しております。水先人はやりがいのある仕事であり、今後さらに知識を深め、経験を積んで、社会に貢献できるよう励んでいきます。

雇用主の声

東京湾水先区水先人会 前会長 ふなくら かずひさ 船蔵 和久 氏

弊会は、約170名の水先人を擁する日本最大の水先人会で東京湾全域の水先業務をカバーしています。水先人の仕事は、巨大



東京湾水先区水先人会 前会長 船蔵 和久 氏

タンカー、LNG船及び大型コンテナ船等の船長に対し、操船を指揮することです。平成19年の改正水先法の施行により、外航船の船長経験者だけでなく内航船の船長や官庁船の船長にも水先人になる道が開けました。全国で合計8名の自衛隊出身の水先人がいますが、弊会にも1名が在籍し、艦長経験を活かして船舶の安全運航と効率運航に日夜奮闘しています。

再就職した隊員の声

大日精化工業株式会社 成田製造所 製造第1部 第2課 くりはら かずと 栗原 一斗 氏

私は、陸上自衛隊 高射教導隊 第3高射中隊で4年間勤務した後、任期満了後「大日精化工業株式会社」に入社しました。再就職にあたり不安もありましたが、就職援護担当者の親身な支援により、就職活動と自衛官勤務をしっかりと両立できました。入社後は、成田製造所に配属となり、製造員としてプラスチック用の着色剤の製造をしています。私が製造した製品は、シャンプーボトルや食品用のキャップとして使用されており、店頭で私が関わった製品が並んでいるのを見かけた時、とてもやりがいを感じます。職場内には元自衛官の先輩や同期も多く、日々前向きな姿勢で楽しく勤務しています。



大日精化工業株式会社 成田製造所 製造第1部 第2課 栗原 一斗 氏

雇用主の声

大日精化工業株式会社 成田製造所 総務部 部長 はぎわら くにお 萩原 邦男 氏

当社は顔料・着色剤・印刷インキをはじめとした「彩り」を製造する会社です。当製造所では、日用品や家電・自動車関連のプ



大日精化工業株式会社 成田製造所 総務部 部長 萩原 邦男 氏

ラスチック着色剤を製造しています。従業員230名のうち自衛隊出身者は100名を超え、製造部の中核となっています（会社全体では500名弱の元自衛官が在職）。自衛隊で培った忍耐力や体力はもとより、最近では責任感や協調性なども有する隊員が増えていて、嬉しく思います。また定着率も高く、今後も欠かすことの出来ない存在です。何を隠そう、現在、総務部長の職を担っているこの私も、35年前に任期満了退職した元自衛官です。

一方、自衛隊員の再就職については、従来の事前承認制に替わって、15（平成27）年10月から新たな再就職等の規制が導入され、一般職の国家公務員と同様に、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、3つの規制（①他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制、②在職中の利害関係企業等への求職の規制、③再就職者による依頼等（働きかけ）の規制）¹¹が設けられた。これらの規制の遵守状況については、隊員としての前歴を有しない学識経験者から構成される監視機関（防衛人事審議会再就職等監視分科会、内閣府再就職等監視委員会）において監視するとともに、不正な行為には罰則を科すことで厳格に対応することとしている。あわせて、内閣による再就職情報の届出・公表について制度化し、再就職情報の一元管理・情報公開を的確に実施するため、自衛隊員のうち管理職隊員（本省企画官相当職以上）であった者の再就職状況について毎年度内閣が公表することとしている。本制度が平成27（2015）年度に導入されたことを受け、19（令和元）年9月、平成30（2018）年度に提出された再就職情報の届出のうち管理職隊員であった者の届出を取りまとめ、計231件を公表した。

4 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などのほか、大規模災害など発生時の取組として、隊員家族の安否確認について協力を受けるなど、関係部外団体などと連携した家族支援態勢の整備についても推進している。また、中期防においても、対処態勢を長期にわたり持続可能とする観点から、隊員家族に配慮した各種の家族支援施策を推進するとしており、海外に派遣される隊員に対しては、メールやテレビ電話など家族が直接連絡できる手段の確保や、家族からの慰問品の追送支援などを行っている。さらに、家族説明会を開催して様々な情報を提供するとともに、留守家族専用の相談窓口（家族支援センター）や隊員家族向けホームページなどを

設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

5 厳正な服務規律の保持のための取組

近年、防衛省・自衛隊に対して国民から多くの期待が寄せられており、自衛隊がその実力を最大限に発揮して任務を遂行するためには、国民の支持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠であり、そのためには常に規律正しい存在であることが何より求められている。

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、従来から「防衛省薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」、「防衛省職員ハラスメント防止週間」の期間を設けて、遵法意識の啓発に努めるとともに、服務指導の徹底などの諸施策を実施している。

19（令和元）年からは、新たに本省の課長などの幹部職員となった職員に対してハラスメントの防止にかかる教育を義務付けるなど、ハラスメントの防止に取り組んでいる。

また、河野防衛大臣のリーダーシップのもと、暴行、傷害及びパワーハラスメント等の規律違反の根絶を図るため、20（令和2）年3月から懲戒処分の基準を厳罰化した。

6 自衛隊員の自殺防止への取組

自衛隊員の自殺者は平成17（2005）年度に101人と過去最多となり、その後増減しつつ、令和元（2019）年度は59人となっている。自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって極めて不幸なことである。防衛省・自衛隊としても有為な隊員を失うことは極めて残念なことであり、自殺防止のため、①カウンセリング態勢の拡充（部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、駐屯地・基地などへの臨床心理士の配置など）、②指揮官や一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化、③メンタルヘルス強化期間の設定、異動など環境の変化を伴う部下隊員に対する心情把握の徹底、各種参考資料の配布

11 自衛隊法第65条の2、第65条の3及び第65条の4に規定

などの施策も継続して行っている。19（令和元）年には、自殺防止対策をより一層実効性のあるものにするため、ハラスメントに精通した弁護士による相談窓口の新設等の施策を進めている。

7 殉職隊員への追悼など

1950（昭和25）年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,900人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表すため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永



安倍内閣総理大臣参列のもと行われた自衛隊殉職隊員追悼式の様子

久に顕彰し、^{しんじん}深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参列のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っており、令和元年度自衛隊殉職隊員追悼式では、12柱（陸自4柱、海自4柱、空自3柱、機関等1柱）を顕彰している¹²。

¹² 自衛隊殉職者慰霊碑は、1962（昭和37）年に市ヶ谷に建てられ、98（平成10）年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」として整理された。防衛省では毎年、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などの参列のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められており、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地及び基地において、それぞれ追悼式などを行っている。